パブリックコメント制度の概要

1　目　的

〇町民の意見や要望を積極的に町政に反映させます

〇町自らに町民に対する応答義務を課すことにより、透明で開かれた町政を目指します。

〇町民が町政に参加する機会を確保します。

2　特　徴

〇町が示した政策等の素案に対する賛否を問うものではなく、地域社会全体の利益を確保する観点で、建設的な意見等を求めるものです。

〇意見の数が多い、少ないは関係なく、内容を重視し、意見等を十分考慮することで、より良い政策等にしようとするものです。

3　この制度の対象となる政策等

〇町の基本的な政策を定める条例の制定または改廃

〇町民等の権利を制限し、または義務を課す等町民生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定または改廃（金銭徴収に関する条項は除きます。）

〇総合計画その他町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定または改廃

〇その他実施機関が特に必要と認めるもの（町の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定または改廃など）

※上記であっても、以下に該当する場合は、この手続きの対象とはなりません。

〇迅速もしくは緊急を要するものまたは軽微なもの

〇政策等の策定等に関し、意見聴取の手続き等が法令等により定められているもの

〇町の裁量の余地が少ないもの

4　意見を提出することができる方

〇町内に住所を有する方

〇町内に事務所または事業所を有する方及び法人その他団体

〇町内の事務所または事業所に勤務する方

〇町内の学校に在学する方

〇本町に対し納税義務を有する方及び法人その他団体

〇パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方及び法人その他団体

５　意見の提出期間

政策等の素案などの関係資料を公表した日から、１か月間の意見提出期間を設けます。

６　意見の提出方法

次のいずれかの方法とさせていただきます。

〇電子メール
〇ファクシミリ
〇郵便
〇指定する場所への書面での提出
〇その他必要と認める方法

※障害や高齢などの理由で文書での提出が困難と認められる場合以外は、口頭による意見の提出は認められません。

※意見を提出いただく際には、氏名または名称、連絡先等を明記していただきます。

なお、意見の概要を公表する際に、氏名等を併せて公表する場合には、政策等の素案などの関係資料を公表する際に、その旨明示します。

７　関係資料の公表方法

〇町のホームページ及び広報紙への掲載

〇政策等の担当課、木野支所、広報広聴課における閲覧

８　意見等に対する回答方法

上記７の公表方法に基づき、いただいた意見の概要とそれに対する町の考え方を公表します。
提出いただいた意見等に基づき素案等の内容を修正した場合には、修正した内容もあわせて公表します。
意見や内容などが類似する意見等については、内容ごとに整理して町の考え方を回答し公表します。
意見を提出いただいた方に対して、個別の回答は行いません。

９　パブリックコメントに関する問い合わせ先

音更町企画財政部広報広聴課広聴係
〒０８０－０１９８音更町元町２番地
TEL：０１５５－４２－２１１１　　FAX：０１５５－４２－２１１７
E-mail：Mailbox@town.otofuke.hokkaido.jp